

委員会提出議案第1号

青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び鳥取市議会会議規則（昭和43年議会告示第1号）第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月22日提出

提出者 鳥取市議会文教経済委員会
委員長 前田伸一

鳥取市議会議長 山田延孝 様

青少年健全育成基本法制定を求める意見書

青少年が次代の日本を担う者としての誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来をみずから開き希望に満ちて生きることは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のためのさまざまな取り組みがさまざまな分野において進められてきましたが、なお一層の努力が必要と考えます。

青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携のもとでの国民的広がりを持った一体的な取り組みが不可欠であります。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることなどにより、青少年の健全な育成に関する他の法律と相まって、総合的に推進することを目的とした、「青少年健全育成基本法」の制定を求めるものであります。

少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や社会保障問題が国家的な課題となっており、青少年が果たすべき役割はいやが上にも大きくなっています。

今こそ、国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠な時はないと確信し、一日も早い制定を要望するものであります。

平成31年3月22日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
文部科学大臣